

授業科目名	知的財産紛争処理 Intellectual Property and the Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	火曜日・1時限
単位数	2単位
担当教員名	寺本振透 (Teramoto Shinto)
授業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法及び著作権法に関する紛争事例を素材として、知的財産法、知的財産権を用いた法的な攻防を実戦的にシミュレートすることにより、法律家が知的財産権を用いてビジネスを支援するための実戦的な知識とスキルを身につけることを主たる目的とする。 ・具体的な目標は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法一般に共通する到達目標: 知的財産権という市場における競争を制限する力を利用するスキルと、このような力に抵抗して創作物の拡散および普及を維持するために行動するスキルを身につける。 ・特許法に関する到達目標: 特許権を用いて競合者を排除し、また、競合者の立場で防御したり反撃したりするために必要な水準の知識と議論の方法を身につける。 ・著作権法に関する到達目標: 著作権を用いて競合者を排除したり、ライセンス契約を結んだり、また、競合者の立場で防御したり、条件交渉をしたりするために必要な水準の知識と議論の方法を身につける。
履修条件	2年次以降の者に限る。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特許紛争に関する実務的に重要な文脈と、著作権紛争に関する実務的に重要な文脈とを、仮想的な事件のシミュレーションと、裁判例に沿った攻防の整理を行いながら、理解していくこととする。 ・この授業は、豊富な実務経験を有する教員による、実戦的なものとなる。 <p>In this class, students learn how to enforce intellectual property rights, as well as how to defend themselves against such enforcement of rights.</p>
授業計画	第1回 権利よりも優越する拡散手段があるとき 第2回 創作の成果が十分に拡散したはずであれば？ 第3回 創作の成果を拡散するための時間が十分でなかったならば？ 第4回 権利の帰属、創作者の交渉力 第5回 権利の帰属、創作者の交渉力 第6回 発明の新規性 第7回 発明の進歩性 第8回 サポート要件と実施可能要件 第9回 サポート要件と実施可能要件 第10回 審査、拒絶査定不服審判、判決取消訴訟 第11回 特許意義、特許無効審判、判決取消訴訟 第12回 差止請求、損害賠償請求、基本の要件事実 第13回 特許権侵害訴訟(発明の詳細な説明を利用する) 第14回 形式と実質のギャップを埋める(均等論、「無効とされるべき」の抗弁)

	第15回 形式と実質のギャップを埋める(均等論、「無効とされるべき」の抗弁)
授業の進め方	もっぱら学生との問答を通じて授業を進める。
教科書及び参考図書等	中山信弘『特許法』(弘文堂、第二版、2012年) 中山信弘『著作権法』(有斐閣、第二版、2014年)
試験・成績評価等	・授業中の質疑に対する応答その他発言(20%)、課題レポート(20%)および期末試験(60%)により、成績評価を行う。 ・知的財産権法のようないわゆるビジネス・ローにおいては、授業を通じて初めて学習の方法がわかることも多いから、授業中に積極的な発言をすることが巧みにできなかったものでも、期末試験において実力を示す機会を与えるべきものと考え、期末試験の比重を高め設定する。
事前学習	・あらかじめ、授業用のウェブサイトにレジュメをアップロードしておく。 ・レジュメとそこで引用されている裁判例を読んでから授業に臨むことをおすすめする。教科書は、種々の情報を便利に引き出すためのツールとして利用せよ。「基本書を精読して暗記する」ような学習は無益である。
課題レポート等	毎回授業時間内に演習を行う。
オフィスアワー	授業終了後に質問を受け付ける。それ以外の時間帯については、メールで連絡すること
その他	復習については、可能な限り、集団で、裁判例を用いて、要件事実に従った攻防を整理することを中心として行うことをおすすめする。